

■ 柏市公共施設LED化事業 質疑回答書

番号	質疑内容	回答
1	事業実施スケジュールについて、保育園様の施工時間は、平日夜何時までが許容範囲でしょうか。また、日曜日の施工をご相談させていただく事は可能でしょうか。	平日は撤去時間を含め19時まででお願いします。日曜日は原則不可ですが、個別相談により可能となる場合があります（各保育園により事情が異なります）。 なお、日中のうち12時30分～14時30分はお昼寝の時間のため、大きな音の工事は不可です。音を伴わない工事は、お昼寝で使用していない部屋であれば可能です。 給食室は昼食やおやつを調理しているため、平日は15時以降、土曜日は13時以降でお願いします。
2	事業実施スケジュールについて、小学校において、こどもルームがある場合、条件として「長期間の休み」の場合施工不可の指定であるも、小学校は夏休み期間中の施工指定のため、こどもルームの施工は別期間による指定となるのでしょうか。	小学校とこどもルームは、便宜上、同じ施設として区分しておりますが、小学校は基本的に夏休み期間中の施工とし、こどもルーム部分のみ別日程での工事なることを想定しています。
3	事業実施スケジュールについて、契約日程から工事開始までの期間が短期間により、最優秀提案者の決定後すぐに工事前現場調査の許可がされると考えてよろしいでしょうか。	なるべく早く現場調査を行えるよう、最優秀提案者の決定後、速やかに打ち合わせ等を実施の上、現場調査をお願いできればと考えています。
4	事業実施スケジュールについて、令和7年度の年度末期間及び令和8年度、9年度における年度初め及び年度末期間について、施工不可日程があればお示ください。（例えば、人事異動で3月最終週から4月1週は施工不可など）	施設によって異なりますので、仕様書8の事業計画に基づきスケジュール案の提出をいただいた上で個別調整となります。
5	事業実施スケジュールについて、消防署関係の改廃予定期間について決定事項があれば開示いただきたい。	次のとおり予定しておりますが、前後する可能性があります。 ・東部消防署逆井分署（トイレ・浴室改修工事） 予定工期：令和7年6月から同年11月まで ・沼南消防署（浴室改修工事） 予定工期：令和7年6月から同年11月まで なお、沼南消防署は令和8年度に大規模工事を予定しているため、ピンポイントとなりますが沼南消防署のみ令和8年1月での施工を希望します。
6	体育館等の高天井施設について、既存のリフターを用いることでコスト削減・工期短縮の点においてメリットがあると考えますが、提案することは可能でしょうか。	電動昇降装置（オートリフター）は生産終了から長期間経過しており、撤去が望ましいものと考えています（提案事業者において、動作不具合への対応及び落下、感電、火災等の防止が可能であれば、ご提案いただくことは可能です）。
7	浄化センター等について、10年間の長期安定管理を考慮し、ガス・腐食対応の器具設置が前提と考えてよろしいでしょうか。	各事業者様の公平性の観点から、プロポーザルの提案時においては、施設詳細の情報及び貸与資料の情報からガス・腐食対応が必要と認められる器具についてのみ、ガス・腐食対応の器具での積算をお願いします。なお、実際の設置に当たっては、現場確認等の結果を踏まえ、ガス・腐食対応が必要な器具については、その対応をお願いします。施設詳細と現況とに差異がある場合の増額交渉については、他の質疑内容（No.29・No.30等）を御確認ください。

■ 柏市公共施設LED化事業 質疑回答書

番号	質疑内容	回答
8	賃貸借契約形態は、工事期間終了後に一括契約か分割契約か、いずれになりますでしょうか。	賃貸借契約は賃貸借期間の開始前に一括契約が必要となります。事務手続の期間などを加味すると工事開始前の契約となります。また、器具数の増減に伴う変更契約は、器具数が公募資料よりも過大又は過少の場合にのみ実施します。
9	入札（保証）金、契約（保証）金は必要でしょうか。	両方とも不要です。
10	当該機器への動産総合保険の詳細はどのような内容でしょうか。	仕様書の14の(6)の内容を満たすものとしてください。
11	プロポーザル提案にあたり、48施設の平面図を事前にご提供いただくことは可能でしょうか。	募集要領の16のとおり、一部施設を除き、平面図を貸与します。なお、当該平面図は数量調査に当たり使用したもので、簡易的な内容にとどまる場合があります。詳細図面については、仕様書の17に基づき、最優秀提案者に貸与します（一部施設については、詳細な図面が存在しない場合があります。）。
12	賃貸人、事業者、受注者等の義務として定められている業務を当社が受託し、又は請け負うことが建設業法及び、その他法令に抵触する可能性がある場合は、当該業務について、当社は仕様書の内容および柏市様との協議内容を基に第三者に発注し、当該第三者をして直接業務にあたらせることとする認識で宜しいでしょうか。	下請け等に事業を実施していただくことは可能です。募集要領の7に記載のとおり事業実施計画書において下請け等との役割分担等を記載してください。また、募集要領の4に記載のとおり協力事業者の実績により参加要件を満たそうとする場合は参加意思表示において必要な書類を添付してください。
13	本件、仕様書に記載の通り、固定資産税の納付は不要であるため、賃貸借料に含めなくて良いとの認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
14	最優秀提案者と貴市との協議が整わない場合のペナルティはございますか。	特段ペナルティは発生しません。なお、本市としてはLED事業の遅れを避けたいため、合意困難な事項が発生する蓋然性が高いと認められる場合は、事前に辞退をお願いいたします。
15	契約保証金は免除との認識で相違ないでしょうか。	相違ありません。
16	履行保証金は免除との認識で相違ないでしょうか。	相違ありません。
17	リース料のお支払は、毎月末日締翌月末支払という認識でよいでしょうか。	毎月末の賃貸借確認後、翌月末までに支払の予定です。
18	動産総合保険の対象外となります地震・天災等を理由として物件の滅失・毀損が発生した場合、対応について協議頂けますでしょうか。	リスク分担表に記載のとおり、天災による不可抗力については、保険対応分を除き、協議事項とします。

■ 柏市公共施設LED化事業 質疑回答書

番号	質疑内容	回答
19	本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など、受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、賃貸借期間を変更せず、賃貸借開始日につきまして別途協議を頂くことは可能でしょうか。	不可抗力による遅延につきましては、特段ペナルティは想定しておりません。また、終期が令和20年3月31日までであれば、賃貸借期間を変更せず賃貸借開始日を後ろにずらす形の変更契約により対応する予定です。 ただし、単に履行が遅れているという場合は履行遅滞となりますので、余裕を持ったスケジュール作成をお願いします。
20	賃貸借契約書は、優先交渉権者と協議して作成するという認識でしょうか？すでに使用予定のひな形がございましたら事前に頂けますと幸いです。	御認識のとおりです。契約書案については、参加要件を満たす事業者様に別途送付する予定です。
21	落札後、貴市所定の契約書の条項の内容の修正に関して、別途協議頂くことは可能でしょうか。	地方自治法等により記載内容が限定されている部分を除き、協議は可能と考えています。
22	提案書は任意様式で作成するという点でよろしいでしょうか。 また、正本、副本の作成方法についてはインデックスを付す等、何か指定はございましたらご教示ください。	任意様式で結構です。正本、副本の区別については、特段指定はありません。
23	見積書および内訳書につきまして、任意様式でよろしいでしょうか。記載する内容に指定がございましたらご教示ください。	任意様式で結構です。記載内容は募集要領の8を御確認ください。
24	自主検査の報告書は任意様式でよろしいでしょうか。	任意様式で結構です。提出前に記載項目の事前確認をお願いします。なお、自主検査項目については仕様書の13を、提出書類等や提出期限は仕様書の16を御確認ください。
25	建設業法等に抵触する可能性がある業務を含んでいる場合、リース会社が発注する納入業者が当該業務を担当し、あくまでリース会社は完成品の賃貸借部分に対する契約を締結するという認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。 なお、募集要領の4に記載のとおり協力事業者の実績により参加要件を満たす場合は参加意思表示において必要な書類を添付するとともに、募集要領の7に記載のとおり事業実施計画書において実施区分を記載してください。
26	賃貸人が産業廃棄物の収集・運搬・処分の許可を受けていない場合、許可のない先に委託すること、落札事業者であるリース会社が受託することは、委託および受託側双方が廃掃法の違反になります。 既存物件の所有者が賃借人であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」に基づき、賃借人が排出事業者として、賃貸人若しくは賃借人が認めた工事が産廃処理の収集・運搬・処分の契約締結における事務代行を受け、賃貸人が費用の立替払いをする解釈してよろしいでしょうか。	排出事業者を賃貸人ではなく賃借人と解する場合は、立替払いの解釈は難しいため、別途産業廃棄物の収集・運搬・処分に関する契約を、本市、受注者、許可事業者の3者で締結する必要があると考えます（当該契約において支払い者を受注者と規定）。なお、契約手続については、別途協議いたします。
27	既存設備情報が不明な照明器具については、ご提案からの対象外にして宜しいでしょうか。	プロポーザルの提案時においては、施設詳細の情報及び貸与資料から想定される内容に基づき対象に含めてください。最優秀提案者として選定された後は、仕様書の9及び10に基づき、既存設備の詳細を確認した上で、LED化をお願いします。

■ 柏市公共施設LED化事業 質疑回答書

番号	質疑内容	回答
28	既存設備情報が不明な照明器具については、公平性の面から、御市から、暫定的に器具情報をご掲示頂けないでしょうか。	現時点で提供できる内容は施設詳細の情報のとおりです。また、貸与資料として、一部施設の図面及び写真を参加資格要件を満たす事業者様に提供いたします。
29	既存設備情報が不明な照明器具において、御市からの器具情報のご提供が難しい場合、弊社にて暫定的に器具案を決めますので、その内容で、ご提案書を作成いたします。事業が開始し、調査を実施し、器具を確定し、再協議をさせて頂く方法で宜しいでしょうか。	御記載いただいたとおり、暫定的な器具案で御提案をお願いいたします。なお、仕様書の10の(1)のとおり、現況確認等を実施した後で、実態に即した器具選定をお願いいたします(施設詳細に記載のない器具がある場合や、施設詳細に記載があっても実際には器具がない場合があります。)。その上で、仕様書の6の(3)のとおり、原則として金額の変更は行いませんが、器具数等が過大(過少)となる場合やこれに類する場合は契約金額の変更について協議いたします。
30	各施設の設置照明器具数(実数)及び内容が、明細のものとの相違点があった場合は金額の大小にかかわらず変更契約に応じていただけるものでしょうか？	仕様書の6の(3)のとおり、器具数等が過大(過少)となる場合に契約金額の変更について協議しますので、金額への影響があまり大きくなければ、変更契約は行いません。ただし、どこまでが過大(過少)かは事業者様によっても異なると考えられますので、変更契約が必要と判断される場合は、まずは御相談ください。なお、協議を行う際にはその根拠となる資料(器具数の増加量に係る資料や、器具変更(性能向上)に係る器具数と1器具当たりの増加費用といった資料)が必要となります。
31	本事業における経済効果は貴市の事業者決定のための判断材料かと思えます。経済効果試算にあたっての基準(電気料金単価、各施設の照明点灯時間など)は情報提供いただけるものでしょうか？	仕様書の12の(13)に記載のとおり、電気料金は20円/kWhで計算してください。照明点灯時間は施設詳細に記載のある点灯時間と点灯日数の数値を使用してください。
32	リース会社による入札参加を検討しております。賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務(物件の搬入、保守、満了時の物件撤去、データ消去等)について、当該業務を貴市から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよろしいでしょうか。	下請け等に事業を実施していただくことは可能です。募集要領の7に記載のとおり事業実施計画書において下請け等との役割分担等を記載してください。また、募集要領の4に記載のとおり協力事業者の実績により参加要件を満たそうとする場合は参加意思表示において必要な書類を添付してください。
33	前の質問(No.32)のように当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が【貴市】より請け負うことが法令上認められない業務(銀行法や建設業法等により規制される業務)がある場合、当社は、当該業務を貴市から受託するのではなく、貴市の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差し支えないでしょうか。 (当社の発注は法的には再委託にはなりません、再委託の場合(前の質問)と同様に売主等の業者に業務を行わせてもよろしいでしょうか。)	下請けと同様に、協力事業者に事業を実施していただくことは可能です。 募集要領の7に記載のとおり事業実施計画書において協力事業者との役割分担等を記載してください。また、募集要領の4に記載のとおり協力事業者の実績により参加要件を満たそうとする場合は参加意思表示において必要な書類を添付してください。

■ 柏市公共施設LED化事業 質疑回答書

番号	質疑内容	回答
34	優先交渉権者となった後、協議事項について合意に至らず、交渉を断念する場合、ペナルティは発生しますでしょうか。	特段ペナルティは発生しません。なお、本市としてはLED事業の遅れを避けたいため、合意困難な事項が発生する蓋然性が高いと認められる場合は、事前に辞退をお願いいたします。
35	本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、賃貸借期間に変更せず、賃貸借開始日につきまして別途協議を頂くことは可能でしょうか。	不可抗力による遅延につきましては、特段ペナルティは想定しておりません。また、終期が令和20年3月31日までであれば、賃貸借期間を変更せず賃貸借開始日を後ろにずらす形での変更契約により対応する予定です。 ただし、単に履行が遅れているという場合は履行遅滞となりますので、余裕を持ったスケジュール作成をお願いします。
36	提案書は任意様式で作成するということがよろしいでしょうか。また、正本、副本の作成方法についてはインデックスを付す等、何か指定はございますでしょうか。	任意様式で結構です。正本、副本の区別については、特段指定はありません。
37	提案書の正本と副本はどのように区別したらよろしいでしょうか？ (例：副本は社名を伏せる 等)	特段指定はなく、社名を伏せる必要はありません。
38	リスク分担表／共通／保険において、「設備の設計・工事における履行保証保険及び維持」は事業者負担とありますが、履行保証保険の付保は必須でしょうか？仮に付保が必須の場合、付保期間は契約時（または工事開始）から工事完了時までの認識でよろしいでしょうか？	履行保証保険の付保は任意です。リスク分担表には保険と記載しておりますが、市や第三者への賠償等が万が一発生した場合の備えとして、事業者様の判断により加入の有無を決定してください。
39	リスク分担表／共通／保険において、「設備の設計・工事における履行保証保険及び維持」は事業者負担とありますが、履行保証保険の付保は第三者に再委託し対応することよろしいでしょうか？	履行保証保険の付保は任意です。リスク分担表には保険と記載しておりますが、市や第三者への賠償等が万が一発生した場合の備えとして、事業者様の判断により加入の有無を決定してください。 また、再委託による対応でも結構です。
40	契約保証金は免除との認識でよろしいでしょうか？	御認識のとおりです。

■ 柏市公共施設LED化事業 質疑回答書

番号	質疑内容	回答
41	<p>契約保証金が必要であると想定しまして、契約保証金に代え、履行保証保険の付保ではなく、貴市財務規則 第145条 4(3)を適用し、「契約者が過去2年間に本市、国(公社及び公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績」の提出をもって、契約保証金及び履行保証保険を免除いただけないでしょうか。また、過去の成約実績の提出による免除申請が可能な場合、以下、ご確認をお願い致します。</p> <p>(1) 「同規模」要件について：同規模条件につきまして、具体的な基準が御座いましたら、ご教示願います。</p> <p>(2) 「2年以内に誠実に履行」との記載についてご確認願います。</p> <p>本記載は、以下のいずれの想定となりますでしょうか？</p> <p>①2年以内に「賃貸借契約を締結した」との実績でしょうか？</p> <p>②2年以内に「賃貸借契約の賃貸期間が開始された」との実績でしょうか？</p> <p>③2年以内に「賃貸借契約が満了した」との実績でしょうか？</p> <p>(3) 貴市以外の官公庁様との契約実績でも差支えないでしょうか？</p> <p>他の都道府県や、省庁、他の市区町村との契約実績でも宜しいでしょうか？</p>	<p>契約保証金は不要です。また、履行保証保険は任意です。リスク分担表には保険と記載しておりますが、市や第三者への賠償等が万が一生じた場合の備えとして、事業者様の判断により加入の有無を決定してください。</p>
42	<p>履行保証保険の詳細要件につきまして、下記、ご回答をお願い致します。</p> <p>①保険金額は、「税込」契約総額の〇分の〇以上との認識で宜しいでしょうか。</p> <p>②保険期間は、契約日～賃貸借満了日との認識で宜しいでしょうか。</p> <p>③履行保証保険の証券発行について、申込手続から保険証券差入まで最大7～8営業日程度要します。つきましては、契約日や契約書提出日について落札後に協議することは可能でしょうか。</p> <p>④履行保証保険の最長保険期間が5年となりますので、5年以上の保険付保となります場合、保険期間を分割して付保する事となりますが宜しいでしょうか（他自治体で同事例発生の際も承頂いております）。例：保険期間が10年〇ヶ月となる場合「5年、5年、〇ヶ月」と分割して付保し、保険証券の差入は各継続時となります。</p>	<p>履行保証保険は任意です。リスク分担表には保険と記載しておりますが、市や第三者への賠償等が万が一生じた場合の備えとして、事業者様の判断により加入の有無を決定してください。</p>
43	<p>賃貸借契約書は、優先交渉権者と協議して作成するという認識でしょうか？すでに使用予定のひな形がございましたら事前に頂けますと幸いです</p>	<p>御認識のとおりです。契約書案については、参加要件を満たす事業者様に別途送付する予定です。</p>

■ 柏市公共施設LED化事業 質疑回答書

番号	質疑内容	回答
44	落札後、貴市所定の契約書の条項の内容の修正に関して、別途協議頂くことは可能でしょうか？	地方自治法等により記載内容が限定されている部分を除き、協議は可能と考えています。
45	リスク分担表／共通／法令・条例等の変更において、「設計・工事・維持管理に影響のある法令・条例等の変更」は事業者負担とありますが、法令・条例等の変更についてはどのようなことが想定されるか不明瞭なため、提案時点でそれに伴うコストの積算も行えないことから、別途協議とさせて頂いてもよろしいでしょうか？	一般的な法令改正等については事業者負担としておりますが、影響が大きすぎるような改正があった際には協議いたします。
46	リース料の支払いについて、毎月払いと記載ございますが、月末払いでよろしいでしょうか。	毎月末の賃貸借確認後、翌月末までに支払の予定です。
47	1 目的, 概要 (3) 契約期間等 について 令和8年度及び9年度の検収（工事完了引き渡し）行為の回数に制限はありますでしょうか。 例えば、①工事完了ごと、②年度末に一回 など	特段制限はありません。なお、令和8年度及び9年度分を含め、引渡し時期については令和8年1月29日までに締結する契約において確定させる必要があります。
48	1 目的, 概要 (4) 予定金額（上限金額） について 予定金額について、各年度（令和7年、8年、9年度）の金額制限はありますでしょうか。	年度ごとの金額制限はありません。なお、基本的に想定はしておりませんが、令和7年度予算を超過する場合は補正予算による対応を行います。万が一、補正予算の要求が通らない場合は、令和7年度事業の一部を令和8年度以後に移していただく形で協議をお願いします。
49	なお、対象施設ごとの照明の概算数量等は別紙「施設詳細」のとおりであるが、現況と差異がある可能性がある。とございますが、詳細調査後に差異が発生した場合は提案金額からの増額交渉は可能でしょうか。	仕様書の6の(3)のとおり、器具数等が過大（過少）となる場合に契約金額の変更について協議しますので、金額への影響があまり大きくなければ、変更契約は行いません。ただし、どこまでが過大（過少）かは事業者様によっても異なると考えられますので、変更契約が必要と判断される場合は、まずは御相談ください。なお、協議を行う際にはその根拠となる資料（器具数の増加量に係る資料や、器具変更（性能向上）に係る器具数と1器具当たりの増加費用といった資料）が必要となります。
50	令和8年1月30日までに設置及び検査・調整等 が完了した施設をグループ①（仮）とし、以降の施設に関しては令和10年3月31日までを期限とし、各社の提案、協議にて決定するものと考えますがグルーピングする際の最低施設数等は指定ございますでしょうか。	特段指定はありません。なお、令和8年度及び9年度分を含め、引渡し時期については令和8年1月29日までに締結する契約において確定させる必要があります。

■ 柏市公共施設LED化事業 質疑回答書

番号	質疑内容	回答
51	設置後の年数が一定程度超過している照明は提案により交換対象とすることができるものとする。とございますが、一定程度の具体的な年数をお示しいただけますでしょうか。また、その判断となる情報は別途お示し頂けるという認識でよろしいでしょうか。	市が平成27年度・28年度に実施したリース事業によるLEDはリース期間が満了しているため、当該照明は交換対象とすることが可能です。また、個別に各施設がLED化したもので、設置から10年程度経過しているものは対象とすることが可能です。ただし、これらの照明は現場を確認していただかないと確認不能なため、提案時まで資料提供することはできません。この規定の趣旨としましては、現場確認等の結果、施設詳細に記載のある器具数量に比して器具数量が少ない等の場合に、事後提案により対応可能とするものです。
52	同等以上の能力を有する照明を考慮して置換えした場合、提案時の試算根拠に各社バラつきが出てしまい、公平性のある試算が困難と考えます。提案時の試算はあくまで配布リストの情報を元に試算させて頂くことは可能でしょうか。	プロポーザルの提案時においては、施設詳細の情報及び貸与資料から想定される内容に基づき試算をお願いします。最優秀提案者として選定された後は、仕様書の9及び10に基づき、既存設備の詳細を確認した上で、LED化をお願いします。
53	屋外照明等、器具の劣化が見込まれる照明は器具交換を原則とする。とございますが、貴市が見込む屋外照明「等」とはその他にどのような照明を想定されていますでしょうか。	屋外照明以外の照明であって、現況確認の結果、器具の劣化が見込まれる照明のことを指します。提案時においては、事業者様の知見により築年数等から一定の劣化割合を見込んで試算して下さるようお願いいたします。
54	LED照明を安全に通常使用するため必要な部品や消耗品は、全て事業者の負担で用意すること。とございますが、ご提供資料に未記載の事象（取付方法や調光対応等）が発覚した場合はそれに付随する対応費用は別途お認め頂けますでしょうか。	事象発生による影響額や内容によっては協議の対象としますが、原則として取付等に要する費用は事業者負担とします。
55	必要な場合は、事業者の負担において劣化したソケットへとございますが、必要と最終判断されるのは貴市ご担当者様という認識でよろしいでしょうか。	現地調査の結果、事業者の判断により実施してください。なお、賃貸借期間におけるLED照明の不良については原則として事業者負担となりますので、その点も踏まえて判断を行ってください。
56	対象施設分のアスベスト調査報告書が無い施設に関しましては、当該作業が発生すると思われる際、調査を実施せずに「みなし」として対象箇所を施工することは可能でしょうか。	みなしとしての対応が可能と考えます。なお、仕様書の12の（9）のウのとおり、本市が保有する資料は事前調査結果報告書としての要件は満たしません。
57	PCB含有の判断基準として、対象施設の築年数をご教示頂くことは可能でしょうか。	仕様書の12の（9）のイのとおり、 https://www.city.kashiwa.lg.jp/documents/4673/alljr60401.pdf を御確認ください。なお、参照がしにくく申し訳ありませんが、PDFのみの公開となっております。
58	測定の際、照明以外の機器とのトラブルを避ける為、貴市ご担当者様、または施設ご担当者様立会いの下、ご指示頂き照明回路を明確にさせて頂くことは可能でしょうか。	施設所管部署職員が立ち会いを行いますので、当該作業に要する時間や必要な資料などがあれば事前に御説明ください。ただし、施設職員の負担が大きすぎる場合、協力が難しい場合があります。

■ 柏市公共施設LED化事業 質疑回答書

番号	質疑内容	回答
59	各施設の最新の電気図面をご提供頂くことは可能でしょうか。	貸与資料として既存照明概算調査用の図面データは参加要件を満たす事業者様に提供する予定です。また、業者選定後には、詳細の図面等を提供可能です（施設により該当の有無等が異なります。）。PDFデータのみ施設もありますので、御了承ください。 なお、提供できる図面は、当初竣工時の図面又は各工事の際の図面となります。
60	専用窓口の対応可能時間の指定はございますか。 例) 平日9～17時 等	特段指定はございませんが、適切に対応できる時間の設定をお願いします。
61	備考欄の「高所作業」箇所に関しまして、各対象の具体的な天井高をお示し頂けますでしょうか。 諸条件に伴い仮設計画を検討する為、試算に影響が発生致します。	申し訳ありませんが、当該資料は存在しません。施設の種類、インターネット等からの外観等の情報、施設詳細資料における設置フロアや高所作業の記載などを基に試算をお願いいたします。
62	備考欄の「高所作業」箇所で上記質疑にてお示し頂いた場合、お示し頂いた天井高と調査後の結果に相違があり、仮設費用が増加してしまう場合は変更をお認め頂けますでしょうか。	提案時に想定された費用と調査後の費用に大きな差異がある場合は変更契約の協議対象となり得ますが、仮設費を低見積もりすぎている場合は賃借料の評価において、評価点が低くなる場合があります。
63	契約保証金、入札保証金に関わる記載がありませんが、本事業に於いてはいずれも免除との認識で相違ないでしょうか。	御認識のとおり、免除です。
64	「～設置後の年数が一定程度超過している照明は…」とありますが、具体的に何年程度経過されたものを想定されているのでしょうか。	10年程度経過しているものを想定しています。ただし、現場を確認していただかないと確認不能なため、提案時までには資料提供することはできません。この規定の趣旨としましては、現場確認等の結果、施設詳細に記載のある器具数量に比して器具数量が少ない等の場合に、事後提案により対応可能とするものです。
65	事前に契約書のひな形をご提示いただけないでしょうか。	契約書案については、参加要件を満たす事業者様に別途送付する予定です。
66	リース会社は建業法に係る資格を持たないため、実際の施工については委託した業者で構わないでしょうか。	下請け等に事業を実施していただくことは可能です。募集要領の7に記載のとおり事業実施計画書において下請け等との役割分担等を記載してください。また、募集要領の4に記載のとおり協力事業者の実績により参加要件を満たそうとする場合は参加意思表示において必要な書類を添付してください。
67	LED照明器具には賃貸借物件であると分かるようにすることとありますが、具体的にどのような対応を想定しているのかご教示ください。	器具に賃貸借物件である旨のシールを貼付することなどの対応を想定しています。
68	こちらの専用窓口は受注者が委託した業者の電話番号でも構わないでしょうか。	保証期間中の不具合発生時における専用窓口については、委託事業者でも差し支えありません。

■ 柏市公共施設LED化事業 質疑回答書

番号	質疑内容	回答
69	貴市から受注者への賃貸借料の支払いは月額相当額を契約期間中に渡って、毎月（合計120回）お支払いいただくという認識でよろしいでしょうか。また、初回の支払月は令和8年3月末日でお間違いないでしょうか。	賃貸借開始日はグループごとに分かれていますが、各グループごとの支払い回数は120回の毎月払いを予定しております。初回の支払いは2月における賃貸借の確認後、3月中に実施する見込みです。
70	器具表には記載のない各高所作業箇所の天井の高さをご教授いただく事は可能でしょうか？	申し訳ありませんが、当該資料は存在しません。施設の種類、インターネット等からの外観等の情報、施設詳細資料における設置フロアや高所作業の記載などを基に試算をお願いいたします。
71	JLMA301に適合する製品と記載がございますが、認定機関における証明書が必要と理解しておりますが、納入品全種類の証明書提出が必要なのでしょうか。それとも自己評価書類の提出(準拠)でよろしいでしょうか。	JLMA301に適合していることを書面で説明していただければ問題ありません。
72	提案時にはランプ交換で提案をしていたが、ソケットの劣化や器具の破損等で器具交換に変更しなければならないことが施工時に発覚した場合、追加費用については、別途協議という認識でお間違いないでしょうか？	事業者負担とします。なお、審査基準において器具交換を評価対象としていることや、仕様書の14において、ランプ交換を実施後に器具の経年劣化により器具交換が必要となった場合に事業者負担としていることも併せて御確認ください。
73	<p>昨年9月に公示された東京都の設置するLED照明製品に起因して、電磁波・ノイズが校内及び近隣に設置されている他の機器の性能に影響を及ぼすことがないよう、40W型直管LED照明及び20W型直管LED照明に関しては、国際無線障害特別委員会の規格(CISPR 11・5)に適合した製品とすることとなっております。更に、現在では、Wi-Fi6などの通信を阻害しない規格である国際ノイズ規格CISPR32が最重要と思料されます。現在、世界的に通信性能が高度化しており、教育現場や公共施設においても無線LAN・ICT機器の安定運用が求められています。これに伴い、一般社団法人日本照明工業会でも、LED照明機器に起因する電磁ノイズの影響を重要視しており、「JLMA301」をはじめとするEMC（電磁両立性）基準への適合が推奨されています。</p> <p>CISPR11およびCISPR15、CISPR32の国際規格に適合した製品選定は、学校内の無線通信機器や近隣施設への干渉を防ぐ観点からも不可欠であり、柏市様におかれましても、こうしたノイズ対策が仕様に反映されているかをご確認させていただければと存じます。今後10年間使い続けるLED照明としては、EMC国際ノイズ規格に適合している事が当たり前になります。今回も東京都が仕様に追加した国際ノイズ規格CISPR 11・15・32をクリアした製品を基準とすべきと思料しますがいかがでしょうか？</p>	今回の公募において、当該内容を基準に追加することは想定しておりませんが、審査基準には独自提案の項目もありますので、プレゼンテーションにおける説明内容によっては評価の対象となる場合があります。

■ 柏市公共施設LED化事業 質疑回答書

番号	質疑内容	回答
74	<p>令和4年第1回定例議会において、柏市長様が施政方針で気候危機宣言を行うとともに2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明しています。</p> <p>LED導入にあたっては消費電力が大幅に削減されるに伴い、柏市としてのScope2排出量（電気や熱の使用に伴う間接的な排出）が比例して大幅削減されるため、LED導入前後の排出量測定をしていることが重要ですが、現在のGHGプロトコルに基づいた排出量の算定は実施されていますか？評価項目にこの重要な視点がありませんでしたが、交換の一番の目的として追加する必要はありませんか？</p> <p>また、その際、LED照明導入における環境負荷計測について以下の要件が重要になります。柏市様はLED照明交換においてその目的として、賃借料や設計方針はもちろんの事、CO2の削減額は最重要課題と考えます。</p> <p>1. 柏市様の宣言しているゼロカーボンシティの趣旨にしたがい、LED導入における柏市における温室効果ガス（GHG）排出量の削減効果を、GHGプロトコルに従い定量的に算定できること</p> <p>2. LED導入前の排出量およびLED導入後のGHG排出量を算定し、具体的な削減量を算定できること。</p> <p>3. 柏市内の公共施設ごとのLED導入前後のGHG排出量を算定できること</p> <p>4. GHG排出量の算定結果に基づき、ゼロカーボンシティ宣言の趣旨に即して今後の排出量削減計画を提案できること。</p>	<p>本市では、地方公共団体実行計画（事務事業編）に基づきCO2削減量を計測しており、仕様書の12の（13）の情報いただければ問題ないと考えております。</p>
75	<p>柏市様のカーボンプレジット制度についてお伺いします。現在、LED照明交換によるCO2削減も対象になると聞いていますが、本制度を設計評価に加えることは可能でしょうか？温室効果ガス削減量を可視化・取引できる有効な仕組みとして、ぜひ活用の提案を考えております。</p> <p>カーボンプレジット制度は、自治体が省エネや再エネ導入により削減・吸収したCO2をクレジット化し、他企業や自治体と取引可能にするもので、LED導入による削減量も認証対象になります。</p> <p>J-クレジット制度などを通じて脱炭素社会への移行を支援する有効なツールです。今回も排出量の可視化をして、クレジット化して他社に売却する事で、LED照明交換にかかるコストを実質的に減らすことが可能になります。LED照明交換はCO2削減、脱炭素、電気料金や交換手間・費用の削減、10年後の交換費用低減など多面的な効果があります。</p>	<p>LED削減効果については、当市における排出削減として計上することを想定しており、他社への売却は現時点では想定しておりません。</p>

■ 柏市公共施設LED化事業 質疑回答書

番号	質疑内容	回答
76	<p>審査基準の設計方針に「器具交換を原則としている」と記載がありますが、ご存じの通り、器具一体型LEDはメーカーごとに大きさや光源の取り付け方が異なり、互換性がありません。またLED照明器具としての電源構成も不統一で、光源に電源が付属するものと器具側に電源が付属するものなど規格がバラバラです。リース事業でも不良工事の手配や手間は甚大です。また、10年後には照度不足から全数交換が一般的です。東京都が数年かけて調査したIEC国際規格に則ったランプ交換型なら、ランニング不良時も10年後の将来も柔軟に対応可能です。10年後の再工事・廃棄費用を避けるためにも、省エネ性に優れたランプ交換型への移行を優先されるお考えはございますでしょうか？</p>	<p>本市の施設には築年数が古い施設も多く含まれており、器具自体が劣化しているものが多い可能性があることから、器具交換を審査基準において評価対象としています。</p>
77	<p>健康な環境を守るLED照明基準として、フリッカーの質問です。</p> <p>■フリッカーの健康・環境影響について</p> <p>LED照明のフリッカー（ちらつき）は、視覚疲労や視力低下だけでなく、交感神経への刺激によりストレスや集中力低下といった悪影響が指摘されています。教育現場や公共施設においては、利用者の健康と快適な学習・作業環境の確保のため、フリッカーフリー製品の導入が重要と考えます。</p> <p>■フリッカー率の基準について</p> <p>国際的にはIEEE1789-2015により、100Hzで変調率10%未満が「リスクなし（No Risk）」とされています。本事業ではこの基準値の採用または推奨はされていますか？</p> <p>■調光制御時のフリッカー対策について</p> <p>初期照度補償や調光機能を搭載するLED照明使用時において、フリッカーフリー対応（IEEE1789等）製品の指定や確認は求められていますか？</p> <p>↓ フリッカーでトラブル（参照） https://www.nikkei.com/article/DGXNASFK2601W_W0A820C1000000/</p>	<p>ランプ交換については、JLMA301適合のため、ちらつき対策も基準に含まれるものと認識しております。器具交換については、日本国内に本社を有する製造メーカー製であり、ちらつき対応が図られているものと捉えております。</p>

■ 柏市公共施設LED化事業 質疑回答書

番号	質疑内容	回答
78	<p>令和7年2月定例会 2月17日 沖縄県那覇市 市議会定例会において 第1 会議録署名議員の指名 第2 代表質問がなされました。令和7年度、知念覚那覇市長から「施政方針」について報告があり、その中の質疑応答の時間で、自民党会派の山川 典二(なは自民・みんなの協働!)議員から、那覇市の施設のLED照明交換に関して、かかる費用やLED照明から発せられるノイズやブルーライトなどの問題を質問。器具一体型でなく、ランプのみの交換型交換で、沖縄県豊見城市でも採用が進んでいる、コストが約半額になり、10年後の交換時に工事も不要になるランプ交換型の検討を依頼する報告がありました。</p> <p>当日の議会質疑において、ノイズが発生するLED照明の実機を電源に接続し、適正な国際ノイズ規格「CISPR32」に適合したLED照明と比較する実証実験を行いました。実験では、ノイズを発するLED照明を使用した際に、ラジオ受信機へ影響が及び、明らかなノイズが発生する様子を確認しました。一方で、CISPR32適合のLED照明では、ラジオのクリアな受信が維持され、適切なノイズ対策の重要性が改めて浮き彫りとなりました。この結果を踏まえ、今後の公共施設や自治体設備におけるLED照明の導入基準として、CISPR32適合製品の採用を検討するべきとの意見が議会内で交わされました。このような必要なノイズ規格の議論は柏市内でも行われたのでしょうか？</p>	<p>当市のLED化事業において、これまでLED照明によるノイズに関わる問題は確認しておりません。</p>
79	<p>設置時期により賃貸借期間が異なる事が考えられますが、契約書はどのような建付けを想定されているでしょうか。 (例えば、本事業全体の包括契約と個別の賃貸借契約を締結など)</p>	<p>契約書は一つの契約書を予定しており、締結時に各グループ・施設ごとの賃貸借開始日・賃借料などを記載する形となります。</p>
80	<p>動産総合保険について、地震、津波、噴火、戦争、暴動など不可抗力による損害は貴市の負担でよろしいでしょうか。</p>	<p>リスク分担表に記載のとおり、天災による不可抗力については、保険対応分を除き、協議事項とします。</p>
81	<p>各施設、図面CADデータは頂けますでしょうか。</p>	<p>CADデータがあるものとないものがあります。また、データがある場合であっても、比較的新しい施設を除き、CADデータは改修工事等の工事に係る内容に限られます。</p>
82	<p>リース料の支払は、リース開始月の翌月より毎月払いで(10年リースであれば120回払い)よろしいでしょうか。</p>	<p>各グループごとにリース開始日が異なりますが、御認識のとおりです。</p>

■ 柏市公共施設LED化事業 質疑回答書

番号	質疑内容	回答
83	備考で、高所作業、高所作業車と記載がある建物名・設置場所の詳細の高さを教えて頂けないでしょうか（足場、作業車選定の為）	申し訳ありませんが、当該資料は存在しません。施設の種類、インターネット等からの外観等の情報、施設詳細資料における設置フロアや高所作業の記載などを基に試算をお願いいたします。
84	工事希望年度が各施設毎に記載が御座いますが、例えばR7、R8と記載があった場合、そのどちらかでの工事、または2か年かかる見込みがある施設は、その範囲で実施を行えば良いという考えでよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。なお、契約書において賃貸借開始日を記載することとなるため、2か年要する見込みの施設については、令和8年度に賃貸借を開始するグループに含めてください。
85	各施設既設配線は流用とさせていただき、既設配線不良（絶縁不良等）が、確認された場合の補修費は別途お見積り・清算とさせて頂いてよろしいでしょうか？	別途、大掛かりな工事が必要となる場合は協議対象とします。
86	上記質問の続きになりますが、既存設備不良及び改修が急遽発生し、工期が伸びる（最悪の場合、対象年度内での完工不可）となる場合は、事業者の責任対象でよろしいでしょうか。	工事における小規模なトラブルや自主検査の期間を想定し、余裕を持ったスケジュールとしてください。その上で、急遽工期に影響がある事態が発生した場合は、協議の上、変更契約等の対応を行います。
87	別紙「施設詳細」はあくまで参考資料であり、現況照明の実態とリストの内容とが一致していない可能性があるため、更新設備情報（参考）の型番の性能をそのまま置き換えるのではなく、本市が貸与する図面等の資料や現況確認後の既存照明の状況を基に、既存照明と同等以上の能力を有する照明を代替照明として選定すること。とありますが、提案書提出時は現地調査前であるため、あくまで「施設詳細」や貸与いただく図面を基に行い、事業者選定後の詳細調査において器具種類や数量の確認を行うという認識でお間違いありませんか？ または、提案事業者が無償にて事前調査を実施する必要があるということでしょうか？	御認識のとおり、提案書提出時は「施設詳細」や貸与資料を基に積算をお願いします。 最優秀提案者として選定された後は、仕様書の9及び10に基づき、既存設備の詳細を確認した上で、LED化をお願いします。
88	賃貸借期間中に、器具不良又は経年劣化等によりLED照明が正常に動作しなくなった場合（ランプ交換によりLED照明化を実施した場合であって、ランプではなく器具の経年劣化が原因と推定される場合を含む。）は、LED照明の交換等を実施するものとし、この作業に必要なLED照明及びその関連部品・消耗品等並びに技術者の派遣及び作業等の費用は、全て事業者の負担とする。この場合において、当初設置したLED照明と同一製品が生産中止等により納入困難な場合は、同等以上の性能・規格を有する代替品を用意すること。 とありますが、LED照明は4万時間が寿命であり経年劣化による故障は、動産総合保険の対象外となります。これも事業者にて修繕対応が必要な場合、リース期間内に4万時間以上点灯が想定される数量を開示願います。正確な維持管理費の算出のため宜しくお願いします。	施設詳細における点灯時間と点灯日数を参照していただき、10年間で4万時間を超えるものを確認してください。

■ 柏市公共施設LED化事業 質疑回答書

番号	質疑内容	回答
89	<p>本市の都合により他の施設等にLED照明の移設が必要となった際は、移設を可能とすること。移設に係る費用は本市の負担とし、保証継続の有無及び移設に係る工事業者の要件等については、別途協議する。なお、保証継続をしない場合における移設については、本市が独自に工事業者を決定できるものとする。</p> <p>とありますが、移設後に発生した工事不良による機器不良・故障は保険の適用外となるため、その場合の修繕費用は市と協議ができるものとして認識して良いでしょうか？</p>	<p>修繕費用の取扱いを含め、移設が必要となった際は、協議をお願いします。</p>
90	<p>平面図は、本市の既存平面図を加工した形での作成を可とするが、交換対象照明と対象外照明が明確に区別できる形で作成すること。本市の平面図がない施設については、簡易的な平面図を作成すること。とありますが、図面を引き直す場合には費用が発生いたします。正確な金額を算出するために、既存平面図がない施設をご教示いただけますか？</p> <p>また、事業者決定後に図面がないことが判明した場合には、新規図面作成費用を協議することは可能でしょうか？</p>	<p>簡易的な図面については、エクセルで作成するレベルの簡易的なもので結構ですので、追加費用の負担は見込んでおりません。</p>
91	<p>ア アスベスト調査が必要と判断される場合は、事業者の負担により調査を実施し、その結果は本市にも報告すること。なお、既存照明のスペースが小さすぎるにより切削が必要となる等の場合を除き、周囲の材料を損傷させるおそれのない作業に該当する場合はアスベスト対応は不要と捉えている。</p> <p>イ 照明の交換に当たり、アスベストの飛散防止措置が必要な場合（みなし対応を含む。）は、当該措置を適切に実施すること。なお、当該飛散防止措置に係る費用は賃借料に含むものとする。また、照明の形状等により飛散防止措置が極めて難しい照明については、本市と協議により対応を決定すること。</p> <p>ウ 本市における過去のアスベスト調査（H17～H20 頃に実施）の資料は業者選定後に閲覧可能とするが、一部施設については資料がない可能性があること。なお、当該資料は事前調査結果報告書としての要件は満たしていないことに留意すること。</p> <p>とありますが、現状把握できる情報からアスベスト対策が不要と判断した場合において、事業者決定後に閲覧した資料とアスベスト調査により、レベルを問わず対策が必要と発覚した場合は、対策費を別途協議することは可能でしょうか？</p>	<p>アスベスト対応に係る費用は原則事業者負担とします。</p>

■ 柏市公共施設LED化事業 質疑回答書

番号	質疑内容	回答
92	施工前及び施工後の照明における消費電力を推計し、削減電力量、削減CO ₂ 量及び削減電気料金の計算表を提出すること。電力の排出係数は0.000457t-CO ₂ /kWh、電気料金は20円/kWhとして計算すること。 とありますが、点灯時間・点灯日数の指定はありますか？	施設詳細における点灯時間と点灯日数を確認してください。